

# 平成29年度・30年度 勝山市競争入札等参加資格審査申請 および小規模修繕契約希望者登録について

## 勝山市競争入札等参加 資格審査申請について

平成29年度・30年度において、市が発注する建設工事、工事関係委託、その他委託、物品等に係る一般競争入札、指名競争入札および随意契約に参加を希望する方は、次のとおり資格審査を行いますので、記載事項をご確認の上、申請手続きを行ってください。

- ※少額の発注についても、入札参加資格登録業者へ発注するので、必ず競争入札等参加資格審査申請を行ってください（ただし、10万円未満のその他委託、物品等および小規模修繕の場合は適用除外）
- 申請区分▼次の4つ
  - ①建設工事  
建設業法に規定する29業種
  - ②工事関係委託  
測量、土木関係コンサル、建築関係コンサル、地質調査、補償コンサル

- ③その他委託  
清掃、警備、設備保守、廃棄物処理、調査、運搬、コンピュータ業務等
- ④物品等  
文具、医療薬品、印刷製本、写真、電気通信機器、消防機器、機械器具、車両類、燃料、繊維、被服、日用品、装飾、看板、楽器・運動具  
他

## 小規模修繕契約希望者 登録について

市が発注する小規模な修繕契約のうち、内容が軽易でかつ少額な修繕契約（原則として1件の金額が50万円未満）を希望する市内に本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者の受注機会を拡大しますので、登録を希望する方は、記載事項等をご確認の上、申請手続きを行ってください。

申請区分▼次の2つ

## 申請方法について

- 申請期限▼1月31日(火)まで
- ※受付時間は午前10時～午後5時、土日祝日を除く
- 申請方法▼申請書などに必要事項を記入して、総務課まで持参してください（市外業者は郵送可）
- その他▼申請要領および様式は、市のホームページでダウンロードできるほか、総務課で配布（有料）します
- 申請先▼総務課（市役所2階）  
☎88・1116

## 公民館職員の体制を見直します

市では、第2次勝山市行政改革実施計画に基づき、「公民館職員の嘱託化」の準備を進めてきました。

昨年度からは、各地区の公民館運営審議会や区長会へ複数回出向き、公民館職員体制の見直しについて素案を示し、意見や要望をお聞きし、協議してきました。

その結果、市の方針をご理解いただけたことから、平成29年度より順次、職員の嘱託化を行います。

※見直し後も、各公民館の職員数は維持します

### 公民館職員体制図

**現**  
館長（嘱託・再任用、6時間勤務）  
主事（正職員、7時間45分勤務）  
社会教育指導員（臨時、5時間勤務）

**新**  
館長（嘱託・再任用、6時間勤務）  
主事（嘱託、7時間15分勤務）  
主事（嘱託、7時間15分勤務）

### 新体制への移行スケジュール

区域	計画年度		
	H29・H30	H30・31	H31・32
南部区域	猪野瀬公民館	遅羽公民館	平泉寺公民館
中部区域	勝山公民館	野向公民館	村岡公民館
北部区域	荒土公民館	鹿谷公民館	北郷公民館

※平成29年度採用の嘱託主事の選考については、1月～2月を目処に公募、試験を行う予定です

◆計画年度2年目  
2人目の嘱託主事を採用し、正職員の主事は異動する

◆計画年度1年目  
1人目の嘱託主事を採用し、正職員の主事とともに事務を行いながら引き継ぎを受ける

◆計画年度2年目  
2人目の嘱託主事を採用し、正職員の主事は異動する

◆計画年度1年目  
1人目の嘱託主事を採用し、正職員の主事とともに事務を行いながら引き継ぎを受ける

◆計画年度2年目  
2人目の嘱託主事を採用し、正職員の主事は異動する

◆計画年度1年目  
1人目の嘱託主事を採用し、正職員の主事とともに事務を行いながら引き継ぎを受ける

## 国保

## 限度額適用認定証をご利用ください！

### 70歳未満の方

入院や外来などにおいて一部負担金額が高額になった場合、限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を提示することで、一部負担金額を下記区分に応じた限度額に抑えることができます。ただし食事代や差額ベッド代、文書料などの保険診療外は限度額に含まれません。

なお、認定証は申請交付となりますので病院などの窓口で自己負担額をお支払いする前に市

### ～自己負担限度額区分（月額）～

所得*区分	限度額（3回まで）	4回目以降
ア 所得901万円超	25万2,600円 + (総医療費-84万2,000円) × 1%	14万1,100円
イ 所得600万円超 901万円以下	16万7,400円 + (総医療費-55万8,000円) × 1%	9万3,000円
ウ 所得210万円超 600万円以下	8万1,100円 + (総医療費-26万7,000円) × 1%	4万4,400円
エ 所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	5万7,600円	4万4,400円
オ 住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

\*所得とは総所得金額などから基礎控除額（33万円）を差し引いた額です

☎ 市民課（市役所1階） ☎88 - 8102

役所に申請してください。

●70～74歳の方も住民税非課税世帯であれば限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することが可能です。上記世帯以外の方は、保険証と高齢受給者証を提示すれば限度額適用となります。ただし区分および計算方法が下記とは異なりますので詳しくは市民課までお問い合わせください

### 自己負担額の計算方法

①月ごと ②医療機関ごと ③医科・歯科 ④外来・入院ごと以上の4つにおいて、限度額を超える場合に適用されます。

所得区分オ(非課税)の方は、認定証を提示すると標準負担額（食事代）が360円から210円へ減額となります。

## 年金

### 20～59歳の方

## 国民年金加入の 手続きをお忘れなく！

国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

### ●どんな時に国民年金に加入するの？

- ①20歳になったとき(厚生・共済年金加入者を除く)  
※国民年金加入手続きの通知は、誕生月の前月に日本年金機構よりご本人さま宛に届きます
- ②仕事をやめたとき
- ③配偶者の扶養から外れたとき

### ●国民年金（基礎年金）は暮らしを支えます！

老齢基礎年金は老後の生活を、障害基礎年金は病気やケガで障害を負った方の生活を、遺族基礎年金は加入者が亡くなったときに子のある妻または、子の生活をそれぞれ支えてくれます。

### ●平成28年度国民年金保険料は月額1万6,260円です

保険料はまとめて先払い（前納）することで割引される制度や、納付が困難な方のために納付猶予・免除制度もありますので、ご相談ください。

### 60～64歳の方

## 任意加入制度を ご存知ですか？

60歳を過ぎた方でも、「60歳から65歳未満」の5年間、国民年金の保険料を納めることで、老齢基礎年金額を増やせる「任意加入制度」があります。

### ●任意加入できる方

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までに保険料の納付月数が480月（40年）未満の方

なお、加入できる期間は、60歳の誕生日の前日から65歳の誕生月の前月末までです。申出を行った日が加入日になり、さかのぼっての加入はできません。

※納付方法は口座振替が原則となっています

### 年金の加入記録が確認できます！

これまでの年金加入記録などが確認できる「ねんきんネット」をご利用ください。

☎ 市民課（市役所1階） ☎88 - 8102  
福井年金事務所 ☎0776 - 23 - 2316